

令和6年4月1日、景観関連手続きの窓口が変わります

令和6年4月1日 都市局景観政策課、まち再生推進課

☑ 景観関連制度の窓口が変わります

✎ 届出を提出する窓口が、 「景観政策課」から「まち再生推進課」へ変わります

令和6年4月1日より、景観法に基づく届出・問い合わせ等は、
都市局まち再生推進課 が窓口になります。
対象の手続きは、[下記](#)のとおりです。

・ [景観計画区域における行為の届出（建築物・工作物・木竹の伐採）](#)

・ [景観計画区域における屋外広告物に関する手続き](#)

・ [地区計画の区域内における行為の届出（下記の地区計画区域に限ります）](#)

- | | |
|---------------|-------------|
| 13.岡本地区 | 24.旧居留地地区 |
| 25.三宮駅南地区 | 26.税関線沿道南地区 |
| 27.三宮西地区 | 28.税関線東地区 |
| 70.三宮中央通り沿道地区 | 73.魚崎郷地区（※） |
| 79.トアロード地区 | |

（※）魚崎郷地区では、届出は不要です。お問合せ先のみ変更となります。

・ [まちづくり協定の届出](#)

岡本地区まちづくり協定

☐ 令和6年度4月1日からの窓口 ☐


神戸市中央区浜辺通2丁目1-30 三宮国際ビル6階（※）
都市局 まち再生推進課（景観担当）

（※）窓口の位置は変更ありません。

令和6年4月1日、景観関連手続きの窓口が変わります

令和6年4月1日 都市局景観政策課、まち再生推進課

☑ 景観まちづくり団体の窓口が変わります

 景観まちづくり団体に関する窓口が、
「景観政策課」から「まち再生推進課」へ変わります

神戸市では、市民による自主的な景観づくりへの取り組みを支援しています。
景観まちづくりに取り組む団体のうち、一部の団体の窓口が、
都市局景観政策課から都市局まち再生推進課へと変わります。

| | まち再生推進課（景観担当） | 景観政策課 |
|----------|---|---|
| 景観形成市民団体 | <ul style="list-style-type: none">・旧居留地連絡協議会・美しい街岡本協議会・南京町景観形成協議会・トアロード地区まちづくり協議会・栄町通周辺まちづくり懇談会・新長田駅北地区東部いえなみ委員会・魚崎郷まちなみ委員会・神戸元町商店街まちなみ委員会・もとまちハーバー懇談会 | <ul style="list-style-type: none">・北野・山本地区をまもり、そだてる会・有馬まちなみ景観委員会 |
| 景観形成市民協定 | <ul style="list-style-type: none">・トアロード地区・景観形成市民協定・新長田駅北地区東部景観形成市民協定（いえなみ基準）・栄町通景観形成市民協定・魚崎郷地区景観形成市民協定・新長田駅北・西地区景観形成市民協定・三宮中央通り景観形成市民協定・神戸元町商店街景観形成市民協定・ハーバーロード景観形成市民協定 | <ul style="list-style-type: none">・有馬地区景観形成市民協定 |
| その他ルール | <ul style="list-style-type: none">・みなと元町タウン協議会・三宮駅前景観形成連絡協議会・三ノ宮南まちづくり協議会・フラワーロード沿道まちづくり協議会・フラワーロード美緑花推進協議会 | |
| 景観協定 | <ul style="list-style-type: none">・コモンステージ垂水多聞台景観協定 | |